また、秋田市長を会長とする国道7号下浜道路建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　秋田県秋田市役所

○関東地方整備局告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十七年三月二十六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第四十六号東京都市計画公園事業第九・六・一号篠崎公園

三　事業施行期間　自平成五年一月十二日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都江戸川区西篠崎一丁目及び篠崎町八丁目地内

○関東地方整備局告示第百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十七年三月二十六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十一年建設省告示第千三百五十三号調布都市計画公園事業第八・八・一号神代公園

三　事業施行期間　自昭和五十一年十月六日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都調布市深大寺北町二丁目地内

○関東地方整備局告示第百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第二百八十一号町田都市計画緑地事業第二号大戸緑地

三　事業施行期間　自平成二十一年八月十三日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十七年三月二十六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第千八百七十七号立川都市計画公園事業第九・六・二号及び福生都市計画公園事業第九・六・一号野山北・六道山公園

三　事業施行期間　自昭和六十二年十一月五日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都武蔵村山市本町三丁目、五丁目及び六丁目、三ツ木三丁目、四丁目及び五丁目並びに岸二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目並びに西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字宮前、字山際、字滝田谷津、字尾引山、字尾引添、字日野出及び字宮野入、大字石畑字狭山谷、字夕日台、字峰田及び字狭山嶺、大字箱根ヶ崎字浅間谷、大字駒形富士山字富士山及び字富士山通り並びに大字高根字高根下、字山下、字打越、字池ノ上、字北狭山、字金堀沢及び字田ノ入地内

○関東地方整備局告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十七年三月二十六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和二十七年建設省告示第千四百七十一号武蔵野都市計画公園事業第九・五・一号、小金井都市計画公園事業第九・六・二号、小平都市計画公園事業第九・六・一号及び西東京都市計画公園事業第九・四・一号小金井公園

三　事業施行期間　自昭和二十七年十二月十九日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都武蔵野市桜堤三丁目、小金井市関野町一丁目及び二丁目並びに桜町三丁目、小平市花小金井南町三丁目並びに西東京市向台町六丁目地内